

平成28年度宮内庁調達改善計画（要約版）

1 調達改善計画の目的

調達する財・サービスの特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達改善に取り組む。

2 共通的な取組

(1) 一者応札の改善

- ・ 発注予定情報をホームページに掲載し、タイムリーに提供する。
- ・ 十分な公告期間を確保する。
- ・ 入札資料受領者数が少ない場合には、積極的に事業者へ入札について案内する。
- ・ 一者応札となった案件等について、入札資料を受領したものの応札しなかった業者へのアンケートを実施し、得られた意見を仕様書等の見直しに活用する。

アンケートで得られた意見は、組織的に情報の共有を図る。

(2) 地方支分部局等に置ける取組の推進

関西地区に所在する宮内庁関係の事務所間で、一括調達をより推進する。

(3) 電力調達の改善に係る取組

入札参加資格の地域要件を広げ、競争性を高める。

3 重点的な取組

- ・ 適正な契約方式の適用
- ・ 一者応札の解消に向けた取組

4 継続的な取組

随意契約の見直し

- ・ 競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについて、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。
- ・ 新たに随意契約によろうとする場合は随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を宮内庁随意契約審査委員会で審査する。
- ・ 随意契約に係る情報を公表する。

5 実施状況の把握と自己評価の実施

実施状況、達成状況等について、年2回評価し公表する。

6 調達改善の推進体制

外部有識者を活用し、宮内庁調達改善推進委員会により推進する。